

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の名称	経営体 の区分 (注1)	添付書 類省略 の区分 (注2)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注3)	備考		
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数(年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)				賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規				更新	付替
1	三朝町	穴鴨	中矢図	1526-1	田	田	水田	1,108.00	1,000.00	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	河本 正仁	⑥		○				①	
2	三朝町	穴鴨	下小原	964-1	田	田	水田	1,475.00	1,100.00	R7.2.1	R16.12.31	9年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R16.12.31	9年11ヶ月	0	0	早栗 永人	⑥		○				①	
3	三朝町	穴鴨	中矢図	1522	田	田	水田	1,518.00	1,370.00	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	早栗 永人	⑥		○				①	
4	三朝町	久原	中河原	992	田	田	水田	2,173.00	1,916.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
5	三朝町	久原	中河原	993	田	田	水田	1,899.00	1,680.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
6	三朝町	久原	堂所	1152-1	田	田	水田	1,513.00	1,440.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
7	三朝町	久原	釜町	1065	田	田	水田	1,943.00	1,790.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
8	三朝町	久原	脇ノ田	1012	田	田	水田	1,035.00	1,040.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
9	三朝町	久原	河原田	1138	田	田	水田	1,964.00	1,810.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
10	三朝町	久原	河原田	1108-1	田	田	水田	1,721.00	1,575.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
11	三朝町	久原	河原田	1108-2	田	田	水田	254.00	235.00	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R7.12.31	0年11ヶ月	0	0	谷本 寛幸	⑥		○				①	
12	三朝町	笏賀	東新田	773	田	田	水田	2,147.00	1,880.00	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	米原 章太郎	①	A		○			①	
13	三朝町	福田	筏図	611	田	田	水田	4,472.00	3,948.00	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	3,000	11,844	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	3,000	11,844	米原 章太郎	①	A		○			①	
14	三朝町	坂本	上逸散原	2263	田	田	水田	868.00	720.00	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	岩本 壽博	⑥		○				①	
15	三朝町	坂本	上逸散原	2264	田	田	水田	1,043.00	880.00	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	R7.2.1	R11.12.31	4年11ヶ月	0	0	岩本 壽博	⑥		○				①	
								25,133.00	22,384.00																			

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注2 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

注3 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。